

更生保護と就労支援 刑務所出所者等の就労 支援はなぜ必要か

更生保護の概要

～地域で支える更生保護～

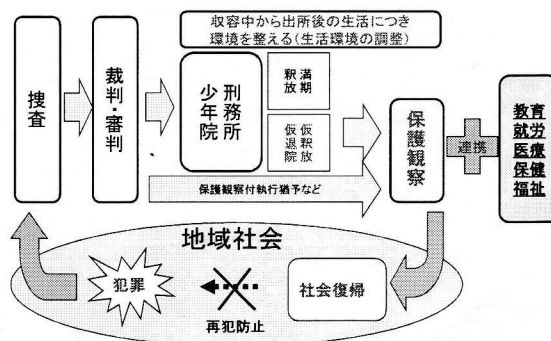
更生保護の源流



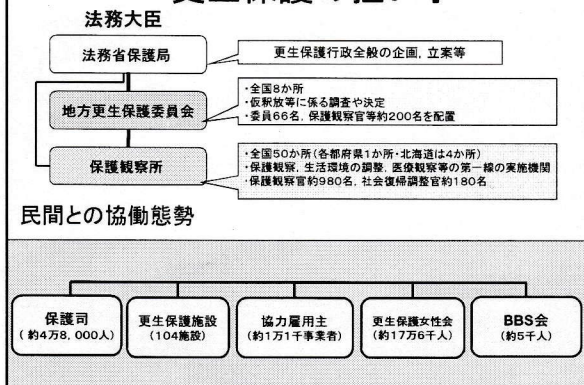
金原 明善

明治21年、静岡県に、川村矯一郎等とともに出獄人保護会社を設立。
出獄人保護会社は、現在の更生保護施設の先駆であるとともに、全県下に1,700名を超える保護委員を委嘱するなど保護司制度の先駆ともいえる。

更生保護の役割～刑事司法における再犯防止のかなめ



更生保護の担い手



保護観察

犯罪をした人や非行のある少年が健全な社会の一員として更生するように、実社会の中で、保護観察官と保護司が協働して指導監督・補導援護を行う制度

保護観察官

心理学、社会学、教育学、その他更生保護に関する専門知識に基づき、更生保護に関する事務に従事する国家公務員



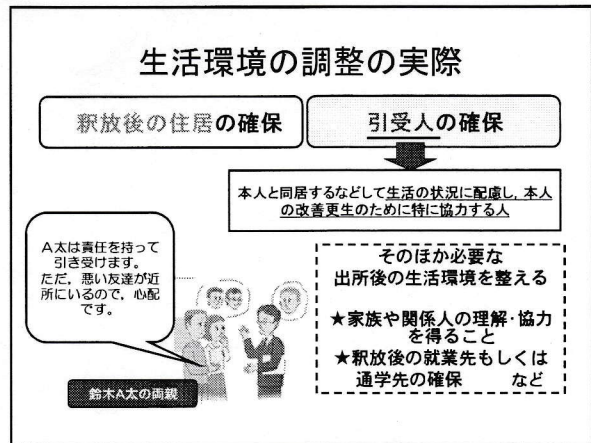
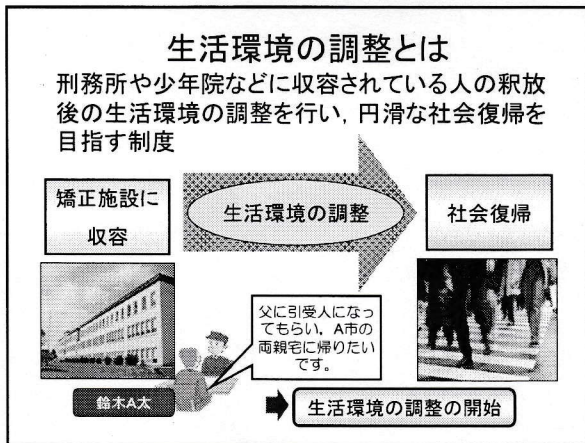
保護観察対象者

- ① 家庭裁判所で保護観察に付された者 (約4万4千人)
 - ② 少年院から仮退院を許された者 (約9千人)
 - ③ 刑務所から仮釈放を許された者 (約2万1千人)
 - ④ 裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された者 (約1万5千人)
- (計約8万9千人)
()は年間取扱事件数(平成24年)

保護司

犯罪や非行をした人達の立ち回りを地域で支えているボランティア(法務大臣が委嘱)





仮釈放

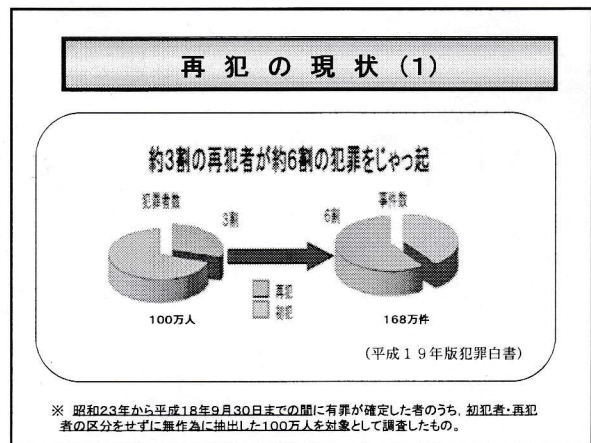
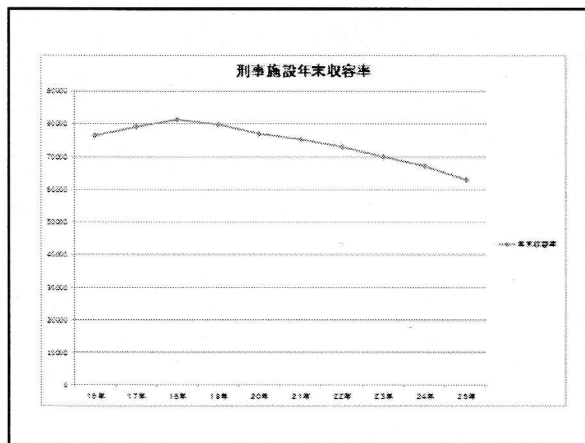
刑務所に収容されている人を、刑期の満了前に仮に釈放して更生の機会を与えることにより、円滑な社会復帰ができるようにすることを目的とした制度

❓ **仮釈放中は何も制約がないの？**

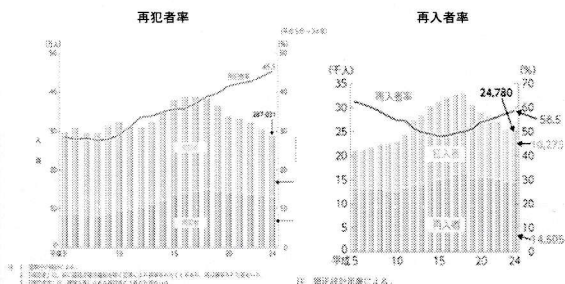
仮釈放後、残りの刑期は保護観察を受けなければならない

更生保護が抱える課題とその対策

～刑務所出所者等の「出番」と「居場所」の確保～



再犯の現状(2)



犯罪対策閣僚会議(平成24年7月)

『再犯防止に向けた総合対策』における再犯防止のための重点施策

- | | | | |
|--|--|---|---|
| 1. 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する
○ 高齢者又は障害者に対する指導及び支援
○ 身体障害者の指導及び支援
○ 身体障害者の指導及び支援 | 2. 社会における「居場所」と「出番」を作る
○ 住居の確保
○ 就労の確保
○ 社会貢献活動による善良な社会の一員としての意識の涵養 | 3. 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する
○ 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施 | 4. 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する
○ 啓発事業等の実施
○ 保護司制度の基盤整備と充実・強化 |
|--|--|---|---|

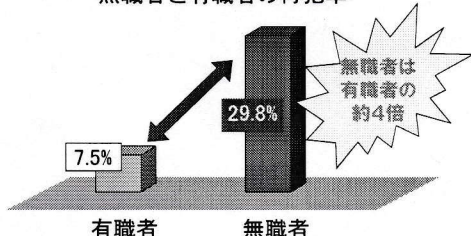
【数値目標】出所後2年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を今後10年間で20%以上減少

推進体制

- 再犯防止対策WTIにおいて、具体的取組についての工程表及び成果目標を策定
- おおむね5年後を目途に、本総合対策の見直しを実施

就労における現状と課題(1)

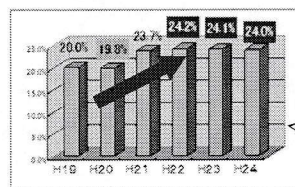
無職者と有職者の再犯率



平成20～24年の5年間について、無職で保護観察を終了した者と有職で保護観察を終了した者の再犯率を比較

就労における現状と課題(2)

保護観察終了者に占める無職者の割合

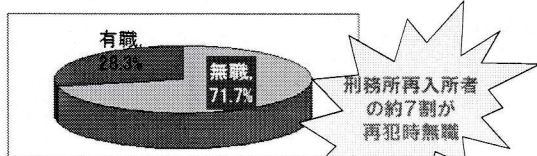


経済情勢の悪化等により
高水準で推移

平成19年から24年に保護観察を終了した者のうち無職である者の割合 (保護統計年報より)

就労における現状と課題(3)

刑務所再入所者に占める無職者の割合(平成24年)



* 再入所者とは、刑務所に2回以上服役した者のことである。

(矯正統計年報より)

就労における現状と課題(4)

無職者と有職者の再犯率 保護観察終了者に占める無職者の割合 刑務所再入所者に占める無職者の割合

無職者は有職者の約4倍

経済情勢の悪化等により
高水準で推移

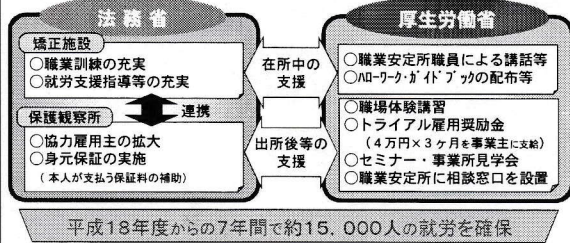
刑務所再入所者の約7割が再犯時無職

刑務所出所者等の
就労支援は喫緊の課題

就労確保のための仕組みの構築(1)

刑務所出所者等総合的就労支援対策(平成18年度～)

- 刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に実施
- 法務省と厚生労働省(刑務所・保護観察所・ハローワーク)との連携を強化



就労確保のための仕組みの構築(2)-1

民間による就労支援(1) 協力雇用主

協力雇用主とは...

犯罪や非行をした人の前歴にこだわらずに積極的に雇用し、その立ち直りに協力する民間の事業者

全国の協力雇用主の数

12,603社

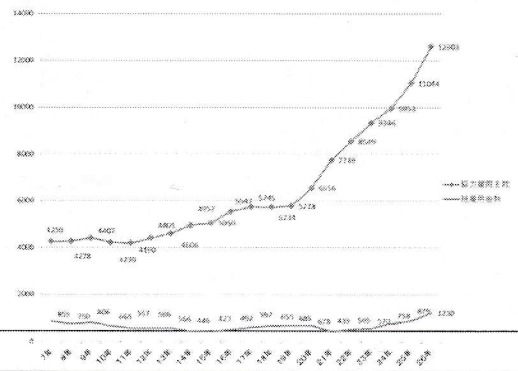
(平成26年4月1日現在)

「協力雇用主」を募集しています

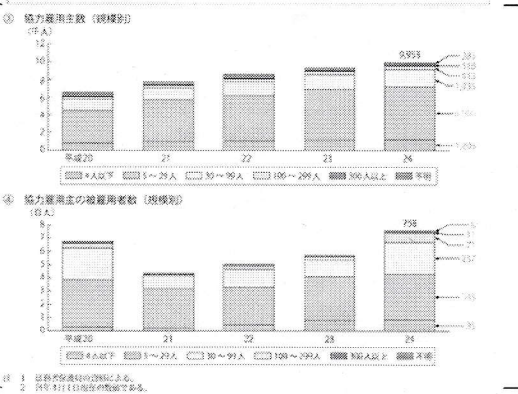
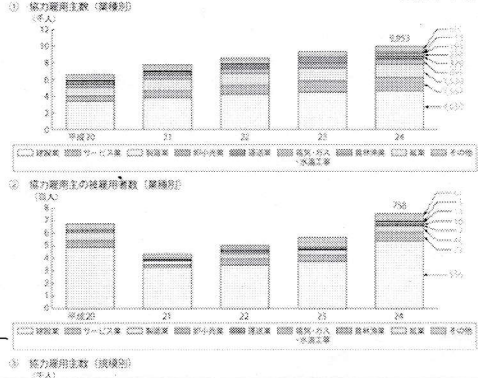


まずは、最寄の保護観察所にご相談ください。
法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)

協力雇用主数と被雇用者数の推移



協力雇用主数・被雇用者数の推移(業種別・規模別)



就労確保のための仕組みの構築(2)-2

協力雇用主に対する国の支援制度

トライアル雇用制度(最大12万円)

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円をお支払いします。

※ただし、事前にトライアル雇用求人票をハローワークに提出し、ハローワークの紹介により刑務所出所者等を雇入れること、雇用保険の適用事業主であること等一定の要件を満たすことが必要です。

身元保証制度(最大200万円)

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、協力雇用主が刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。

職場定着協力者謝金(最大124,800円)

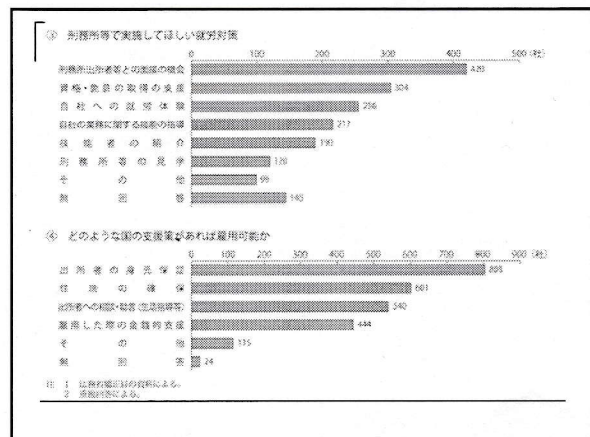
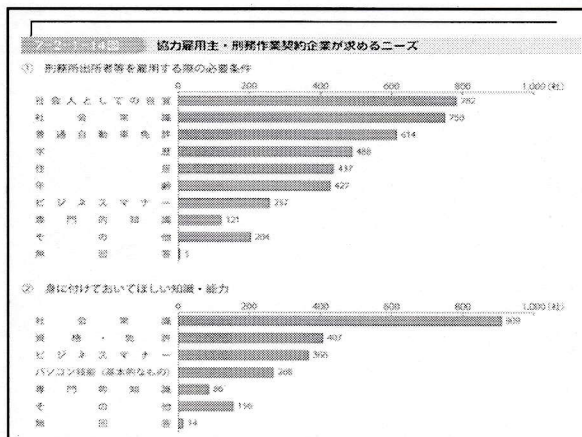
更生保護施設等に入所している刑務所出所者等を雇用した場合、継続雇用・職場定着のための指導等に対して、謝金をお支払いします。

※ただし、トライアル雇用制度との併用はできません。

就労支援メニューを活用して雇用された事例

C男は高校卒業後、地元で工員としての就労経験があったが、その職場で同僚からいじめを受けたため、就労生活に対して不安を抱いていることが分かった。そこで、公共職業安定所担当者の勧めにより、就労支援メニューの中の「職場体験講習」を活用し、協力雇用主である地元の福祉施設で講習を受けることとなった。それから2か月が経過したが、C男は、自分が福祉施設の職員として適性があるか不安があると述べたため、就労支援メニューの中の「トライアル雇用」を更に活用することとなり、同福祉施設において試行雇用されることとなった。3か月のトライアル雇用の後、C男の誠実な勤務態度が評価されて、正式採用され常用雇用に移行した。

法務省矯正局では、平成23年5月、全国の保護観察所に協力雇用主として登録している企業及び全国の刑事施設と刑務作業契約を締結している企業のうち2,547社に対して、刑務所出所者等を雇用することに関するアンケート調査（以下「協力雇用主等調査」という。）を実施



協力雇用主等調査の結果から、協力雇用主及び刑務作業契約企業は、刑務所出所者等を雇用するに当たって、その者の内面(社会人としての自覚、社会常識)を非常に重視していることがうかがえる。また、その者の身元保証や住居の確保について不安を有しており、その者と面接したり、自社での就労体験を経た上で、人柄や就労意欲等を確かめ雇用したいという希望を有していることがうかがえる。

就労確保のための仕組みの構築(2)-3

民間による就労支援(2) 就労支援事業者機構

全国就労支援事業者機構

- 全国規模の経済団体・企業・更生保護法人等により平成21年にNPO法人として設立
- ★ 会員数(平成26年3月25日現在)： 634 (トヨタ自動車など)
- 刑務所出所者等の雇用拡大の支援や広報の充実を図る

都道府県就労支援事業者機構

- 地域経済関係者を中心となり、平成22年度中に全都道府県(北海道は4か所)にNPO法人として設立
- 協力雇用主の開拓、雇用企業に対する給与補助等の奨励金の支給等を実施
- 刑務所出所者等の雇用の拡大を支援

民間団体と法務省・保護観察所が連携して支援

就労確保のための仕組の構築(3)-1

更なる就労支援の必要性

- 「刑務所出所者等総合的就労支援対策」は一定の成果
(7年間で15,000人の就労を確保)

しかし

- 刑務所出所者等の就労確保は依然として極めて厳しい状況
(保護観察終了時の無職率は依然高水準で推移(24.0%))

さらに

- 支援をしてもミスマッチや就労が継続しない者が多数に上る
(無職者は有職者に比べ4倍の再犯率・刑務所再入所者の約7割が再犯時無職)

そこで

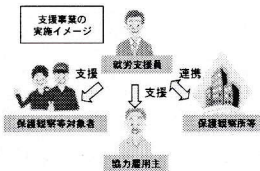
就労確保のための仕組の構築(3)-2

更生保護就労支援事業

(平成23年度～25年度はモデル事業として実施)

- 矯正施設在所中から就労後の職場定着まで継続的かつきめ細かな支援を実施
- 企業ネットワークを活かした協力雇用主の開拓を実施

- 企業ネットワーク、雇用管理等にノウハウを持つ民間団体に事業を委託
- 「就労支援事業所」に「就労支援員」を配置
- 12か所(札幌・岩手・宮城・福島・栃木・千葉・東京・神奈川・愛知・大阪・兵庫・福岡)で実施
- 東日本大震災の被害が特に甚大であった3県(岩手・宮城・福島)においては、「更生保護被災地域就労支援対策強化事業」と位置づけ、定住支援を併せて実施



就労確保のための仕組の構築(3)-3

更生保護就労支援事業

- | ① 就職活動支援 | ② 職場定着支援 | ③ 雇用基盤整備 | ④ 定住支援 |
|---|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○施設面談等による職業適性、希望等の把握 ○保護観察所、ハローワーク等と連携した「就労支援計画書」の策定 ○地域の雇用情報の収集及び提供 ○関係機関と連携した適切な就職活動支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○勤務状況や生活状況のフォローアップ ○雇用管理の専門性を活かしたジョブコーチ、協力雇用主への助言・支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○企業ネットワークを活用した協力雇用主の開拓 ○協力雇用主研修の実施 ○雇用基盤整備に関する年間計画の策定・推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○適切な定住先を確保するための住まい探し等に関する相談・助言 ○収入状況等に応じた安定した生活の維持に関する相談・助言 |

矯正施設入所中から就労後までの期間のない就労支援

受け皿の確保

岩手・宮城・福島のみ実施

- ★平成25年度の実績(各業務とも6か所(札幌、栃木、東京、愛知、大阪及び福岡)の合計)
- ・就労支援業務:就職率77.3%(503人中389人が就職)
 - ・職場定着支援:定着率79.0%(181人中143人が定着)
 - ・雇用基盤整備:514社を開拓

就労支援による「出番」と「居場所」の確保により再犯を防止!

地方公共団体の理解・協力の促進

再犯防止に向けた地方公共団体における取組

保護観察対象者等の雇用制度

- 臨時的任用職員として保護観察対象者等を雇用する制度を導入

保護観察対象者の雇用(17)

長野県、東京都、京都府、奈良県、千葉県、千葉県勝浦市、静岡県掛川市、石川県白山市、三重県名張市、岐阜市、大阪市、大阪府吹田市、大阪府東大阪市、大阪府枚方市、大阪府八尾市、大阪府松原市、大阪府大阪狭山市

公共工事等の競争入札における優遇措置

- 公共工事等の競争入札における、協力雇用主に対する優遇制度を導入



入札参加資格審査における優遇措置(27)

岩手県、宮城県、山形県、群馬県、兵庫県、山口県、福岡県、熊本県、鹿児島県、秋田市、山形県上山市、山形県天童市、群馬県高崎市、神奈川県海老名市、京都府、兵庫県尼崎市、福岡県北九州市、福岡県春日市、長崎県諫早市、熊本県荒尾市、熊本県八代市、熊本県宇城市、宮崎県都城市、宮崎県日向市、鹿児島県奄美市、鹿児島県薩摩市、鹿児島県大崎町

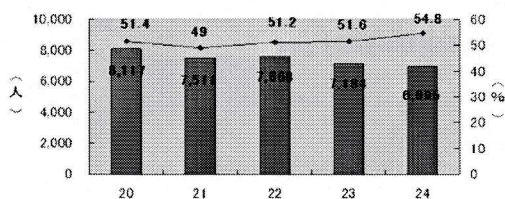
総合評価落札方式における優遇措置(15)

栃木県、東京都、兵庫県、鹿児島県、秋田市、山形市、千葉県我孫子市、山形県酒田市、千葉県野田市、東京都小平市、愛知県豊橋市、兵庫県尼崎市、島根県益田市、広島市、鹿児島市

(平成26年5月現在、平成26年度実施予定を含む。)

行き場のない刑務所出所者等の現状(1)

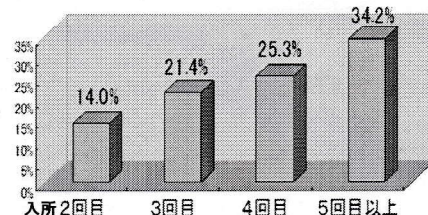
適当な帰住先のない刑務所満期出所者数の推移



刑務所出所後の帰住予定先が「その他」及び「更生保護施設等」の者の合計人数並びに満期出所者総数に対する割合(矯正統計年報より)

行き場のない刑務所出所者等の現状(2)

再入所者における前刑罰所時に帰住先不明等の者の割合



(平成21年犯罪白書より)

住居確保のための仕組みの構築(1)

《対策1》更生保護施設の機能強化

【更生保護施設】

- 行き場のない刑務所出所者等に居室・食事を提供し、専門の職員によって、社会的自立に向けた就労・生活指導等を行う施設
- 全国に104施設あり、全て民間の法人が経営

行き場のない刑務所出所者等をより多く保護

- ★ 更生保護施設における受入れ可能人員の拡大
- ★ 高齢・障害等のある者に対する支援体制の充実(H21年度に高齢・障害者を受け入れる施設として57施設を指定して専門スタッフを配置)
- ★ 自立困難者(薬物事犯者、暴力事犯者等)を受け入れた場合に委託費を加算(H24年度～)
- ★ 薬物事犯者に対する重点的な処遇をモデル的に実施(H25年度～)
※H26年度は重点施設として10施設を指定して専門スタッフを配置
- ― 薬物依存回復プログラムの実施
- ― 自助グループによるミーティングを受けることができるようになるための調整
医療・福祉に関する関係機関との連絡調整の実施 など

住居確保のための仕組みの構築(2)

《対策2》新たな枠組による住居確保

- 行き場のない刑務所出所者等が多数に上る中、更生保護施設以外の多様な住居の確保が必要
- そこで、新たな枠組により刑務所出所者等の住居を確保

【緊急的住居確保・自立支援対策(H23年度～)】

- ★ 宿泊場所を保有するNPO法人、社会福祉法人等に対して、保護観察所が宿泊及び食事の提供とともに毎日の生活支援を委託
 - ・ 空き部屋を活用などして、期間中、「住居」と「生活支援」を一体的に提供
 - ・ 受託事業者が毎日「自立準備支援」を実施し、自立のための生活支援を行う。
 - ・ 被保護者の状況に応じて、「食事」の提供も可能

多様な宿泊先(自立準備ホーム)



居室を訪問し、生活支援



必要に応じ、食事も給与



必要に応じ、食事も給与

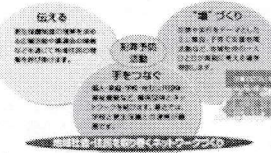


必要に応じ、食事も給与



必要に応じ、食事も給与

～犯罪予防活動～



更生には本人の意思と努力だけでなく
彼らの立ち直りへの意欲を理解し
受け入れてくれる社会が必要です。



また、地域の見守りや連携により
犯罪や非行を未然に防ぐために、
犯罪予防活動を推進しています。

地域の方の協力のもと、
「社会を明るくする運動」として各地で
様々な取組がなされています。

おかえり。

犯罪予防活動の推進。立ち直りを支える地域のサポート

社会を明るくする運動